長崎県管理河川流域減災対策協議会　規約（案）

（名称）

1. 本会の名称は、長崎県管理河川流域減災対策協議会（以下「協議会」という。）とする。

（目的）

第２条　協議会は、平成２７年９月関東・東北豪雨や平成２８年８月台風１０号等により甚大な被害が発生したことを踏まえ、河川管理者、市町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、長崎県が管理する河川流域において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

（協議会の構成）

第３条　協議会は、別表１の職にある者をもって構成する。

２　協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

３　事務局は、第１項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表１の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（幹事会の構成）

第４条　協議会に幹事会を置く。

２　幹事会は、別表２の職にあるものをもって構成する。

３　幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

４　幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

５　事務局は、第２項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表２の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

第５条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一　洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

二　円滑かつ迅速な避難及び的確な水防活動等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

三　毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前に河川の合同巡視等を実施し、状況の共有を図る。

四　その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

（会議の公開）

第６条　協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

（協議会資料等の公表）

第７条　協議会に提出された資料等については原則公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

（事務局）

第８条　事務局は、長崎県土木部河川課に置く。

（雑則）

第９条　この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事

項については、協議会で定めるものとする。

（附則）

第10条　本規約は、平成２９年　　月　　日から施行する。

別表－１

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 機　関　名 | 構　成　員 | 機　関　名 | 構　成　員 |
| 長崎市佐世保市島原市諫早市大村市平戸市松浦市対馬市壱岐市五島市西海市雲仙市南島原市長与町時津町東彼杵町川棚町波佐見町佐々町新上五島町 | 市　　長市　　長市　　長市　　長市　　長市　　長市　　長市　　長市　　長市　　長市　　長市　　長市　　長町　　長町　　長町　　長町　　長町　　長町　　長町　　長 | 気象庁長崎県長崎県長崎県長崎県長崎県長崎県長崎県長崎県長崎県長崎県 | 長崎地方気象台防災管理官長崎振興局建設部長県央振興局建設部長島原振興局建設部長県北振興局建設部長五島振興局建設部長五島振興局上五島支所建設部長壱岐振興局建設部長対馬振興局建設部長危機管理課長河川課長 |
| オブザーバー国土交通省 | 長崎河川国道事務所 |
| 事務局　長崎県 | 河川課 |

別表－２

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 機　関　名 | 構　成　員 | 機　関　名 | 構　成　員 |
| 長崎市佐世保市島原市諫早市大村市平戸市松浦市対馬市壱岐市五島市西海市雲仙市南島原市長与町時津町東彼杵町川棚町波佐見町佐々町新上五島町 | 防災担当課長 | 気象庁長崎県長崎県長崎県長崎県長崎県長崎県長崎県長崎県長崎県長崎県 | 長崎地方気象台水害対策気象官長崎振興局　河川課長県央振興局　河港課長島原振興局　河港課長県北振興局　河川課長五島振興局　河港課長五島振興局上五島支所建設課長壱岐振興局　建設課長対馬振興局　河港課長危機管理課　課長補佐河川課　　　課長補佐 |
| オブザーバー国土交通省 | 長崎河川国道事務所 |
| 事務局　長崎県 | 河川課 |